

債権差押命令申立書

●年●月●日

●●地方裁判所 御中

申立債権者代理人弁護士 ● ● ●

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

債権者は 債務者に対し 別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し 陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする。

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2 同送達証明書 | 1 通 |
| 3 確定証明書 | 1 通 |
| 4 資格証明書 | 1 通 |
| 5 委任状 | 1 通 |

※あくまでサンプルです。申立書の記載内容は事案によって異なるため、専門的知識のある弁護士にご相談されることを強くお勧めいたします。デイライト法律事務所の離婚事件チームは離婚問題に関して積極的に情報発信していますので、くわしくはこちらを御覧ください。<https://www.fukuoka-ricon-law.jp/>

当事者目録

〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号
債 権 者 ● ● ●

〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号 ●●ビル●階
●●●●法律事務所（送達場所）
上記債権者代理人弁護士 ● ● ●
電 話 ●●●●-●●●●-●●●●●
F A X ●●●●-●●●●-●●●●●

〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号（送達場所）
債 務 者 ● ● ●

〒●●●●-●●●●● 東京都●●区●●●●●丁目●番●号
第三債務者 ●●株式会社（送達場所）
上記代表者代表取締役 ●● ●●

請求債権目録

(扶養義務等に係る確定債権及び定期金債権)

福岡家庭裁判所 ●●年(家ホ)第●●号 離婚等請求事件の執行力のある判決書の正本に表示された下記金員および執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用

(1) ア～ウの合計 金●万円

ア 金 ●万円

ただし、債権者、債務者間の長女●の●年●月●日から●年●月まで1か月●万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

イ 金 ●万円

ただし、債権者、債務者間の長男●の●年●月●日から●年●月まで1か月●万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

ウ 金 ●万円

ただし、債権者、債務者間の二男●の●年●月●日から●年●月まで1か月●万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

(2) 執行費用 金9,041円

(内 訳)

本命令申立手数料	金4,000円
本命令送達料及び同通知費用	金2,941円
本命令申立書作成及び提出費用	金1,000円
資格証明交付手数料	金500円
送達証明書交付手数料	金150円
確定証明書交付手数料	金150円
執行文付与手数料	金300円

合計金32万9640万円(上記(1)ないし(2)の合計金額)

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) ●年●月から●年●月までの間は毎月末日限り金●万円ずつの養育費, ●年●月から●年●月(債権者, 債務者間の長女●が20歳に達する年の翌年3月)までの間は毎月末日限り金●万●円ずつの養育費
- (2) ●年●月から●年●月(債権者, 債務者間の長男●が20歳に達する日の属する月)まで, 毎月末日限り金●万円ずつの養育費
- (3) ●年●月から●年●月(債権者, 債務者間の二男●が20歳に達する日の属する月)まで, 毎月末日限り金●万円ずつの養育費

差 押 債 権 目 録

- 1 金●万円（請求債権目録記載の1）

- 2（1）●年●月から●年●月までの間は毎月末日限り金●万円ずつ，●年●月から●年●月までの間は毎月末日限り金●万円ずつ（請求債権目録記載の2（1））
（2）●年●月から●年●月まで，毎月末日限り金●万円ずつ（請求債権目録記載の2（2））
（3）●年●月から●年●月まで，毎月末日限り金●万円ずつ（請求債権目録記載の2（3））

債務者が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の2分の1
ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1
ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 3 上記1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1
なお、支払日が同日となる最終回分については，上記記載の順序で頭書1および2の金額に満つるまで。

以上